

日本ケミカルバイオロジー学会 細則

2008年5月19日 施行

2009年5月19日 改正

2011年5月24日 改正

2012年6月7日 改正

2017年6月8日 改正

2020年6月23日 改正

第1章 会員資格

第1条 会員はその資格維持のために、以下の条件を満たすこととする。

(ア) 会員として入会を希望する者は所属を通知しなければならない。

(イ) 学会事務局から年に1回送付される「会員情報更新に関するメール」に、2年以上応答のない会員は、継続意思がないものと見なし、これを除名することができる。

第2章 役員の選出

第2条 世話人として選任されるためには、以下の条件を満たすこととする。

(ア) 世話人は、正会員の中から世話人の推薦を受けた者が、世話人会の承認を得て就任する。

(イ) 学会事務局から年に1回送付される「会員情報更新に関するメール」に、2年以上応答がなく、かつこの期間、学会年会への参加が確認されない世話人については、継続の意思確認を行い、継続意思がないと判断された場合は、世話人よりこれを除名することができる。

第3条 会長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(ア) 会長は世話人会を招集し、世話人の互選により新会長を選出する。

(イ) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新会長とする。ただし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を会長として選任する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。

第4条 幹事、事務局長、年会長、会計監事は、世話人中より推薦され、世話会の承認を得て委嘱する。

第5条 会則第7条に定める役員の任期は年会長を除き2年後の世話人会までとする。年会長に関しては1年後の世話人会までとする。

第3章 年会

第6条 総会の議案は会長が作成し、世話人会の議決を経て提出するものとする。また、議案には前年度の事業報告及び収支決算、新年度の事業計画及び収支予算を含むものとする。

第4章 世話人会

第7条 世話会は、表決権を有する出席者の過半数の賛成により成立する。また、やむを得ない事由のため世話会に出席できない構成員は、委任状により表決することができる。

第5章 学会誌

第8条 「ケミカルバイオロジー(Cheical Biology)」を、日本ケミカルバイオロジー学会の学会誌とする。

第9条 機関紙の編集にあたり、会長は正会員の中から編集委員若干名を推薦し、世話人の承諾を経て委嘱する。編集委員は事務局と共同して機関紙の編集にあたる。

第6章 事務局

第10条 事務局所在地は学会所在地と同一とし事務局代表が定める。

(ア) 事務局は、神奈川県横浜市港北区日吉3-14-1慶應義塾大学 理工学部 応用化学科 生物化学研究室内(〒223-8522)に置く。

第7章 委員会

第11条 日本ケミカルバイオロジー学会会則第14条に基づき、本会は次の委員会を設ける。

(ア) 産学連携委員会(ケミカルバイオロジーの技術革新)

第8章 細則改正

第12条 本細則の改正は、世話人会の議決による。